



よつば会だより

2017 年 6 月号

発行:NPO 法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2 丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

6月、梅雨入りの時期を迎えました。5月は雨らしい雨がほとんど降らず、庭の野菜への水やりが欠かせない毎日でした。24日にややまとまった雨が降り、一息つきましたが、その後再び晴天が続き、梅雨の雨が待ち遠しい思いでした。昨年の中国地方の梅雨入りは6月4日でした。うとうしい梅雨時という言葉はありますが、少々うとうしくても、野菜への水やりを休めることは歓迎です。ただし、水害のニュースが伴わない梅雨であることも望みたいところです。



よつば会総会を開催しました

5月17日に今年度のよつば会総会を開催しました。今年3月31日現在でのよつば会正会員は16名で、総会には本人出席が7名、委任状による出席が6名で、総会は成立しました。議案は、28年度事業報告・会計収支報告、平成29年度活動・事業計画で、事務局から説明があり、いずれも承認されました。今年度は2年任期の役員改選の年に当たっていますが、昨年度の役員が全員続けることで承認されました。以上、報告いたします。



精神科病院の長期入院患者削減へ



厚生労働省は平成29年1月に、精神科病院に長期入院する人を平成32年度末までに全国で最大3.9万人減らす目標を定めました。このたび平成30年度に施行される「障害者総合支援法」の一部改正と、それを視野に入れた各自治体が行う第5期障害福祉計画の策定に係る基本指針の中に、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」が盛り込まれたことにより、国の施策として、新たに長期入院者の対策がはかられます。

全国の精神科病院に入院している人の数は、平成26年時点で約28.9万人。このうちおよそ65%を占める1年以上の長期入院者18.5万人を対象にして、平成32年度末までに2.8万人から3.9万人の削減をはかろうとしています。日本の精神科病床数や入院日数は、世界でも群を抜いて高い数字になっており、長年の課題とされています。厚生労働省は平成14年に「受け入れ態勢が整えば、退院可能な人7万人あまりを平成28年までに退院させる」と発表しましたが、平成21年までの達成率は2.8%と低い数字にとどまっています。このような低い達成率になってしまったのは、地域の受け入れ体制の整備が不十分だったことが大きな要因でしょう。

そこで今回打ち出されているのが「精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステム」の構築を目指す必要がある」ということです。地域包括ケアシステムは日常生活圏域単位での構築を想定しています。その構築のために、保険・医療・福祉関係者による協議の場を各圏域、各市町村に設置することになっています。

尾道市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、どのようなメンバーでいつから協議を進めていくかなど、具体的なことはまだ分かりませんが、当然、精神科病院からの退院者に対しての、退院後の受け入れ態勢の整備が検討されるものと思っています。医療面、急に不安定になったときの受け入れ態勢作り。障害福祉、相談支援専門員が不足している。介護、精神障害を理解している人による訪問看護が求められる。住まい、グループホームが不足している。社会参加(就労)、企業や地域住民に精神障害への理解を深めてもらう。思いつくままに課題を提示してみましたが、課題は他にも多くあります。それらの課題を包括的に協議していく、退院促進につないでいかなければ、長期入院者を減らすことにはならないでしょう。

5月の活動報告

- 14日 当事者との交流会 (サロンよつば)
- 17日 よつば会総会 (市民センターむかいしま)
- 27日 よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)

6月の活動予定

- 11日(日) 当事者との交流会 (サロンよつば)
- 28日(水) 家族の SST (市民センターむかいしま)



*「サロンよつば」は毎週水・土にオープンしています
AM10:00~PM3:00 お気軽にお越し下さい



精神障害者の医療費助成を目指して

～当事者の生活負担軽減のために～



「みんなねっと」誌に、「知ることは生きること」というテーマでの連載記事が掲載されていて、今年の5月号で連載17回になっています。最近の連載内容を見てみると、3月号は「生活保護」、4月号は「高額医療費」、そして5月号は「自治体独自の医療費助成制度」となっています。この5月号の内容は、精神障害者にとって大きな負担になっている診察や治療のための医療費・薬代などの支出が、住んでいる地域によって助成があるところ、無いところがあるということに関わったものです。今、広島県では、広家連が県に対して、自立支援医療費(精神通院医療)の1割負担に対する助成、重度心身障害者医療費(福祉医療)の助成を要望していますが、その要望活動にもつながる内容として紹介します。以下、記事の要旨です。

障害者の医療費自己負担の軽減を図る制度には、全国一律に実施されている制度と、自治体が独自に設けている医療費助成制度とがあります。自立支援医療(精神通院医療)は、全国一律に実施されている制度の一つです。医療費の1割自己負担が原則です。この1割自己負担に対して、自治体が独自に助成制度を設けているところがあります。**広島県**の例を紹介すると、県内23市町のうち、広島市と海田町は自己負担分の全額、福山市と府中町は自己負担分の半額を独自に助成しています。(平成29年3月現在)

他にも障害者の医療費負担を軽減することを目的にした制度に、「重度心身障害者医療費助成制度」があります。自治体の制度として、すべての都道府県で実施されています。しかし、身体障害と知的障害のみを対象とし、精神障害者は対象外となっている地域もあります。「重度心身障害者医療費助成制度」の特徴は、全診療科での医療費自己負担分の全額もしくは一部を助成することにあります。これらの具体例として、**愛知県**と**奈良県**の、精神障害者を対象とした医療費助成の例を紹介します。

愛知県では2008年4月から、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の精神疾患の医療費が、通院・入院とも全額無料となる助成制度を設けています。名古屋市では、県制度よりも前の2004年10月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を医療費助成の対象としており、2008年8月からは2級所持者も全額無料になりました。名古屋市の特徴は、精神疾患以外の病気でも、入院・通院ともに全額無料になることです。これらの制度は、愛知県や名古屋市の精神障害者家族会連合会をはじめとした障害者団体などの請願や働きかけにより実現したものです。

奈良県では、精神障害者保健福祉手帳の1・2級所持者を対象に、精神科通院医療費の自己負担分への医療費助成を行ってきましたが、2014年10月診療分から全診療科の入院・通院を対象とする精神障害者医療費助成事業を制度化しています。この県制度に基づき、奈良県内の全27町村では2014年10月から、全診療科の入院・通院を対象に、医療費助成を行っています。県内各市でも順次対応が進み、平成28年8月時点で全12市のうち8市が1・2級所持者を対象に、医療助成を行っています。残り4市のうち2市も、平成29年4月から2級所持者も対象にすると公表しています。

具体例は以上です。定期的な通院や服薬を必要としている精神障害者にとって、医療費負担は生活上の大きな負担です。この課題に対し、先に紹介した愛知県では、精神障害者家族会連合会をはじめとした障害者団体などの請願や働きかけにより、医療費助成制度の充実が図られています。制度の充実を働きかけていく際には、その制度の必要性や他地域の実施状況などを根拠に、説得力を持って説明していくことが重要です。そのためにも、まずは知ることから始める必要があります。(N.T)